

環境生物調査業務 仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(業務の目的)

- 第2条 本業務は、旧吉野川浄化センターの放流水が周辺の環境に及ぼす影響を適宜把握するため、旧吉野川浄化センター周辺海域の環境生物調査等を行うものである。
- 調査結果は、確認個体数、種数及び需要種等についてのとりまとめの上、報告書を作成すること。

(疑義)

- 第3条 本業務の実施において、本特記仕様書に明記のない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、監督員の指示によるものとする。

(中間報告)

- 第4条 受託者は、各調査項目実施後、各回毎に速やかにとりまとめ、調査結果を Excel ファイル により提出するものとする。

(作業計画)

第5条

- 1 作業計画
受託者は、業務着手に先立ち、次の書類を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
 - ① 業務実施計画書
 - ② 工程表
 - ③ 管理技術者通知書
- 2 協議及び工程管理
受託者は、業務計画に基づいて適正な工程管理を行い、業務の進捗状況及び調査結果を監督員に随時報告すること。
- 3 事故時の処理
業務にあたっては、交通の傷害など公共の迷惑にならないように十分に注意し、住民との摩擦や紛争は起こさないように努めなければならない。
- 4 関係機関への手続き
業務にあたり関係機関への手続きが必要となった場合には、受託者の責任において処理するものとする。また、その内容について監督員に提出すること。
- 5 調査の責任
本業務完了後においても、受託者に起因する重大な過誤が発見された場合には、受託者の責任において処理するものとする。
- 6 疑義の解決
本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者、受託者が協議して決定するものとする。協議が整わない場合は、委託者の解釈によるものとする。
- 7 守秘義務
本業務によって知り得た事実、資料については、委託者の許可なく何人にも漏らしてはならない。

(成果品)

第6条

本業務の成果品は、紙媒体2部と電子媒体（報告書及び潮間帯生物調査撮影DVD）2部の計4部を提出すること。

(業務の概要)

第7条

海生生物(周辺海域)調査の実施

調査項目		調査時期・頻度	調査位置	調査方法
海域	植物プランクトン (種類、細胞数)	2回/年 (秋、春)	5地点 (2層:海面下0.5m、水深の1/2) (図-1のとおり))	ハンドーン採水器を用いて採水する。
	動物プランクトン (種類、個体数)		5地点 (図-1のとおり))	北原式定量ネットを用いて、海底面上1.0m～海面までの鉛直曳きを行う。
	卵・稚仔 (種類、個数あるいは個体数)		5地点 (図-1のとおり))	まるちネット(全面GG54)を用いて、約2ノットで10分間程度の傾斜曳きによる採集。
	幼稚魚(浅海域低層) (種類、個体数、湿重量)		3地点 (低層:海底面上) (図-1のとおり))	小型底引き網により、資料を採集する。
	魚介類 (種類、個体数、湿重量)		2測線 (図-1のとおり))	底引き網漁船により、底引き網を用いて試験操業を実施する。
	潮間帯生物 (種類、個体数、湿重量)		3地点 (3層:朔望平均満潮面、平均水面付近、朔望平均干潮面) (図-1のとおり))	上層(朔望平均満潮面)、中層(平均水面付近)、下層(朔望平均干潮面)の3層において方形枠(50×50cm)をあて、枠内の生物を採集する。基点からメジャーに沿って50×50cmの方形枠を連続して当て、枠内の出現生物を目視により種類別に計測する。海中の写真及びビデオ撮影を行う。
砂浜	幼稚魚(砂浜破砕帯) (種類、個体数、湿重量)	2回/年 (秋、春)	1測線 (図-1のとおり))	破砕帯ネット(大きさ:1m×5m、目合い1mm)を用いて水際を25m×4回曳航をして、稚仔魚を採集する。

※各調査項目の各地点(測線)の各層においては、調査時の水温及び塩分測定(機器測定)を実施する。

※調査月日については、監督員と協議の上、決定すること。